広島県告示第八百二十七号

定した。 十五条第一項の規定によって、生活保護法による施術を担当する機関として、 三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。 に永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び 以下同じ。)第五 次のものを指

令和七年九月二十五日

広島県知事 湯 﨑 英 彦

角島	氏	
誓之助	名	
りきゅう治療院アイハンド訪問は	名	施
	称	術
号 御薗宇三五〇九 御薗宇三五〇九 東広島市西条町	所	
ンコー 一一 一一 一一 一一 一一 一一 一一	在	所
三マ九町	地	
はり	種業	
はり・きゅう	類の	
一四日	指定年月日	